## ○北杜市パブリックコメント実施要綱

平成18年7月13日 告示第80号

(目的)

第1条 この告示は、パブリックコメントの実施について必要な事項を定めることにより、市の政策形成過程における透明性及び公正性の向上を図るとともに、より市民の需要に合致した市民参加型の行政を推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
  - (1) パブリックコメント 計画等の策定又はこれらを変更する過程において、 実施機関が市民等に対して計画等の案を公表し、多様な意見を広く募集すると ともに、提出された意見を考慮して意思決定を行う手続をいう。
  - (2) 計画等 市の基本的な政策並びに市民生活に密接に関連する構想、計画及 び条例をいう。
  - (3) 実施機関 市長及び教育委員会その他行政委員会をいう。
  - (4) 市民等 市内に住所を有する者、市内に勤務する者、市内の学校に在学する者、市内に事業所又は事務所を有する個人及び法人その他の団体、その他計画等に利害関係を有するものをいう。

(対象)

- 第3条 パブリックコメントの対象は、次に掲げるもののうち、市民生活に広く影響を与えるもので、実施機関が必要と認めるものとする。ただし、緊急を要する もの、軽微なもの又は行政の裁量の余地のないものについては、パブリックコメ ントを実施しないことができる。
  - (1) 市の政策に関する基本的な計画の策定又は変更
  - (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃
  - (3) 広く市民に義務を課し、又は権利を制限する条例(市税の賦課徴収並びに 分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃
- 2 対象は、この告示による手続の活用状況等を踏まえ、必要の都度見直すものと

する。

(公表)

- 第4条 実施機関は、計画等を策定又は変更しようとするときは、最終的な意思決定をする前に、計画等の案を公表するものとする。
- 2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、作成した趣旨、 目的、背景等当該計画等の案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう 努めるものとする。

(公表の方法)

- 第5条 実施機関は、計画等を公表するときは、次に掲げる方法により行うものとする。
  - (1) 市役所本庁及び総合支所の所管課等の窓口における閲覧
  - (2) 市のホームページへの掲載
  - (3) その他必要と認める方法
- 2 前項の規定により計画等の案を公表する場合において、公表内容が相当量に及 ぶときは、入手方法を明示したうえで内容の一部を省略し、公表することができ る。
- 3 第1項に定めるもののほか、実施機関は、市の広報紙等への掲載又は報道機関 への発表により計画等の案を市民等に周知するよう努めるものとする。
- 4 実施機関は、計画等の案を公表するときに、あらかじめ意見の受付方法、受付期間等必要事項を併せて明示するものとする。

(意見の受付)

- 第6条 実施機関は、市民等が計画等の案について意見等を提出するために必要と される期間に考慮し、1ヶ月程度を目安として意見の受付期間を定めるものとす る。
- 2 意見の受付方法は、次に掲げる方法による。
  - (1) 郵便
  - (2) ファクシミリ
  - (3) 電子メール
  - (4) 実施機関が指定する場所への書面の提出

- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法
- 3 意見を提出しようとする市民等は、氏名(法人その他の団体にあってはその名 称)及び連絡先を明記するものとする。
- 4 実施機関は、意見を提出した市民等の氏名その他属性に関する情報を公表しようとする場合は、計画等の案を公表するときに、その旨明示するものとする。
- 5 実施機関は、市民等から計画等の案に係る意見を広く募集することに努めるものとする。

(意見の処理)

- 第7条 実施機関は、提出された意見を考慮して、計画等について最終的な意思決 定を行うものとする。
- 2 実施機関は、提出された意見に対する考え方を取りまとめ、提出された意見と 併せて公表するものとする。
- 3 実施機関は、提出された意見に、特定の個人又は法人その他の団体の権利利益 を害するおそれがある情報その他公表することが不適当と認められる事項が含ま れているときは、その意見の全部又は一部を公表しないものとする。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、パブリックコメントの実施について必要な 事項は、実施機関が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(北杜市高齢者福祉及び介護保険行政分野に関するパブリック・コメント制度実施要綱の廃止)

2 北杜市高齢者福祉及び介護保険行政分野に関するパブリック・コメント制度実施要綱(平成17年北杜市告示第56号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示は、この告示の施行の日以後に意思決定を行う計画等について適用する。ただし、この告示の施行の際、現に立案の過程にある計画等で、市民等の意見を聴取する手続きを経ているものについては、この告示の規定は適用しない。